

IMO 第 92 回海上安全委員会 (MSC92) 審議結果概要

(一社) 日本船主協会 海務部

国際海事機関 (IMO) の MSC92 が、2013 年 6 月 12 日から 21 日までロンドンにて開催された。議題は多岐にわたったが、このうち、旅客船の安全性、海賊および船舶に対する武装強盗対策、小委員会の再編に関する審議について、以下に概要を報告する。

1. 旅客船の安全性

2012 年 1 月にイタリアにて発生したクルーズ船コスタ・コンコルディア号の事故を受け、同年 5 月に開催された MSC90 において、旅客船の安全対策強化について審議が行われ、速やかに実施すべき運航上の安全対策 (短期的措置) と、事故調査結果を踏まえた技術的検討に基づき実施する安全対策 (長期的措置) に分けて検討を進めることに合意されていた。前回会合 (MSC91) では、本船の旗国であるイタリアから事故調査結果が提出されなかったため、短期的措置として、旅客船の運航に関する勧告の作成および旅客船の操練を強化するための SOLAS 条約附属書第 III 章第 19 規則の改正を行っていた。

今次会合では、今般イタリアより提出された事故調査結果に基づき、技術的要件および運航要件の見直しについて審議が行われた。

審議結果

事故調査結果を踏まえ、「旅客船の安全を高めるために船舶所有者が行う暫定措置に関する勧告」の見直しを実施するとともに、長期的措置として、今後検討が必要と考えられる項目が整理された。主な長期的検討対象項目は以下の通り。

- ・ 損傷時の残存能力の向上
- ・ 復原性計算機の搭載
- ・ 非常用電源の冗長性の向上
- ・ 旅客船乗組員の訓練内容の充実

2. 海賊および船舶に対する武装強盗対策

昨今、ソマリア沖・アデン湾における海賊事件の発生件数は減少している一方、西アフリカ海域における海賊件数が増加しており、IMO は関係機関の連携をより強固にするなど海賊対策に関する各種施策を推進している。

今次会合では、昨今、件数の増加および凶悪化が進む西アフリカ及び中央アフリカ沖での海賊および武装強盗対策等について、審議が行われた。

審議結果

① 西アフリカおよび中央アフリカ沖での海賊および武装強盗対策

IMO 事務局より、西アフリカ関連国と協議を行い、海賊・武装強盗および海上における不法行為の抑圧のための対処コード（CoC：Code of Conduct）が作成された旨、紹介された。同 CoC は 3 月の閣僚級会合で採択され、6 月下旬の首班級会合で署名が行われる。

また、国際海事保安委託基金（International Maritime Security Trust Fund：IMSTF）により、ISPS コードに基づく国別や地域単位での海事保安に関するワークショップが開催されることに関し、同基金への拠出協力が各国に要請された。

今後、効果的な法執行体制の確立のために国際連合に対する働きかけをより一層行っていくこととなり、関係国に対して CoC への署名と IMSTF への貢献を促すとともに、旗国に対しては自国船舶に対し、IMO や業界団体が作成したガイダンスを遵守させるよう要請された。

② 民間武装警備員（PCASP）の武器使用に関する国際モデルの紹介

民間武装警備員（PCASP）による武器使用のための新たなルールとして、「100 シリーズルール（100 ルール）」がマーシャル諸島により紹介された。本ルールの目的は、海賊事案等の発生に際し、船員や PCASP が自衛のための武器使用を行う際の規範とすることに加え、武器使用に際して船社や船長、武装警備会社や警備員などの潜在的な刑事・民事責任リスクを低減することにあるとのこと。

ICS および BIMCO は、ISO 基準によらない旗国独自の法制度の創設や国際行動指針（ICoC）ではなく、ISO28007 を唯一の基準とすべきであり、100 ルールについては ISO28007 に統合すべきであると主張した。また、ISO は、ISO 28007 について、100 ルールとともに順調に議論されており、その結果について MSC93 に報告を提出する見込みであることを表明した。

3. IMO 小委員会の再編

IMO における審議の効率化と予算のスリム化の取り組みの一環として、2012 年 11 月の第 109 回理事会において、IMO 事務局長から IMO の小委員会を再編する提案がなされ検討が開始され、その後、関連する委員会・小委員会でそれぞれの専門家の観点から検討がなされてきた。

今次会合においては、IMO 事務局長からの提案に基づき、現行の 9 つの小委員会を 7 つに削減する提案について審議が行われた。

審議結果

事務局長の提案通り、小委員会の再編案が合意された。なお、同案は既に第 65 回海洋環境保護委員会（MEPC65）においても承認されており、第 110 回理事会（7 月 15 日～7 月 19 日）および第 28 回総会（11 月 24 日から 12 月 4 日）にて最終的な承認を受ける。

再編後の小委員会の名称と協議内容の案は以下のとおり。

① Sub-Committee on Human Element, Training and Watchkeeping (HTW)
(人的因子訓練当直小委員会)

訓練と航海当直の人的因子、船員の訓練及び資格に関する国際基準、さらに航行安全、海事保安および環境保護に関する技術面および運用面の問題等を取り扱う。訓練当直基準小委員会 (STW) の名称を変更。

③ Sub-Committee on Implementation of IMO Instruments (I_I_I)
(IMO 規則実施小委員会)

航行安全、海事保安及び環境保護に関する IMO 規則の効率的な実施とその実効性確保等を取り扱う。旗国小委員会 (FSI) の名称を変更。

③ Sub-Committee on Navigation, Communications and Search and Rescue (NCSR)
(航行安全・無線通信・捜索救助小委員会)

航行安全、無線通信及び捜索救助に関する対策と各国政府の義務に関する技術面および運用面の問題等を取り扱う。現在の航行安全小委員会 (NAV) と無線通信および捜索救助小委員会 (COMSAR) の 2 つの小委員会を統合。

④ Sub-Committee on Pollution Prevention and Response (PPR) (環境小委員会)

船舶その他の海事活動による海洋環境汚染管理と防止についての技術面および運用面の問題等を取り扱う。現在のばら積液体・ガス小委員会 (BLG) と危険物、固体貨物およびコンテナ小委員会 (DSC) の 2 つの小委員会を、PPR と次に述べる CCC に再編。

⑤ Sub-Committee on Carriage of Cargoes and Containers (CCC)
(貨物運送小委員会)

貨物とコンテナの取扱いに関する条約、行動規範その他の規則、推奨事項の効率的な実施に関する技術面および運用面の問題等を取り扱う。

⑥ Sub-Committee on Ship Design and Construction (SDC) (設計・建造小委員会)

船舶の設計、建造、区画および復原性、満載喫水線、トン数測度などについての技術面および運用面の問題等を取り扱う。現在の設計設備小委員会 (DE)、防火小委員会 (FP) 及び復原性・満載喫水線・漁船安全小委員会 (SLF) の 3 つの小委員会を、SDC と次に述べる SSE に再編。

⑦ Sub-Committee on Ship Systems and Equipment (SSE) (設備小委員会)

機械設備、電子機器等のシステム、設備などに関する技術面及び運用面の問題等を取り扱う。

以 上